

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）の規定理由＜法第13条第5項第6号ハ＞

項目	業務規程 条項	遵守事項	概要	理由
卸 売 業 者	第6条の2	卸売業者の許可	卸売業者は管理者の許可を受けなければならない。	市場における取引の秩序を維持し、適正に業務運営を行うため
	第6条の4	事業の譲渡、譲受、合併、分割	卸売業者が事業の譲渡し等をしようとするときは管理者の認可を受けなければならない。	
	第6条の5	名称変更等の届出	名称・所在地等を変更等したときは管理者に届け出なければならない。	
	第6条の6	卸売業者の許可の取消	管理者は卸売業者が許可基準に適合しなくなったときはその許可を取り消すものとする。	
	第7条	保証金の預託等	卸売業者は許可を受けたのち保証金を預託しなければならない。	
	第12条	せり人の登録	卸売のせり人は管理者の登録を受けなければならない。	せり売りの業務を適正かつ円滑に行うため
	第13条	せり人の登録の更新	登録を受けたせり人は、引き続きせりを行わせようとする場合は登録の更新を受けなければならない。	
	第14条	せり人の登録の取消	管理者はせり人の登録基準に該当しないときは登録を取り消すものとする。	
買 受 人	第17条	買受人の承認	市場において、卸売を受けようとする者は管理者の許可を受けなければならない。	市場における取引の秩序を維持し、適正な業務運営を行うため
	第18条	名称変更等の届出	買受人は、氏名・名称の変更等したときは管理者に届出なければならない。	
	第19条	買受人組合の届出	買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、規約等を管理者に届出るものとする。	市場における取引の秩序を維持し、適正な業務運営を行うため
	第20条	買受人の承認の取消し	買受人が許可基準に適合しなくなったときは承認を取り消すものとする。	
	規則第16条	買受人章及び帽子	買受人は、売買に参加するときは常に買受人章及び帽子を着用しなければならない。	市場の適正な業務運営を行うため

関連事業者	第21条	関連事業者の許可	関連事業者は、管理者の許可を受けなければならない。	市場の利便性、活性化を図り、適正な業務運営を行うため
	第23条	名称変更等の届出	関連事業者は、氏名、名称の変更等した場合は、管理者に届け出なければならない。	
	第24条	許可の取消し	管理者は、関連事業者が許可基準に適合しなくなった場合は許可を取り消すことができる。	
	第25条	保証金の預託等	関連事業者は許可を受けた場合は保証金を管理者に預託しなければならない。	
売買取引	第30条	卸売業者の業務の規制	卸売業者は、可茂管内で卸売その他の販売をしようとするときは、管理者に届け出なければならない。	市場の適正な業務運営を行うため
	第31条第2項	受託拒否の禁止（地方市場における受託拒否の禁止）	卸売業者は卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。	公平な取引を維持するため
	第35条	卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止（自己買受）	卸売業者は市場においては卸売の相手方として物品を買受けてはならない。	公平な取引を維持するため
	第36条	委託手数料以外の報償の收受の禁止	卸売業者は販売の委託の引き受けについて、委託手数料以外の報償を受けてはならない。	公平な取引を維持するため
	第37条	受託契約約款	卸売業者は販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定める場合は管理者の承認を受けなければならない。	公正な取引を確保するため
	第38条	販売前における受託物品の検収	卸売業者は、受託物品の受領に当たって、異状を認めたときは、管理者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書等に付記しなければならない。	公正な取引を確保し、適切な市場運営を行うため
	第39条	卸売物品の買受人の明示及び引取	卸売業者は、物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。	公正な取引を確保し、適切な市場運営を行うため